

北清掃工場

建設工事のあらまし

環境に配慮し、地域に親しまれる清掃工場



新工場イメージ図

1. 施設計画

■工事場所

東京都北区志茂一丁目2番36号

■敷地面積

約19,000㎡(緑地含む)

■工期

令和5年2月28日から令和12年2月28日まで

■設計施工

三菱・フジタ特定建設工事共同企業体

■建築

- ①工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造
(一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
地下4階地上5階 高さ31m(盛土含む)
鉄筋コンクリート造外筒・ステンレス製内筒型
高さ約120m
- ②煙突
- ③付属施設 エントランス棟等

■プラント

- ①焼却炉 全連続燃焼式火格子焼却炉(廃熱ボイラ付)
- ②焼却能力 600トン/日(300トン/日・炉×2基)
- ③発電設備 蒸気タービン発電機 定格出力 約20,000kW

2. 環境保全

■大気汚染

法規制値よりも厳しい自己規制値を設定

項目	規制内容	法規制値	自己規制値
ばいじん	濃度規制	0.04g/m ³	0.01g/m ³
塩化水素	濃度規制	700mg/m ³ (約430ppm)	10ppm
硫酸酸化物	総量規制	286m ³ /日(約58ppm)	10ppm
窒素酸化物	総量規制	12.8m ³ /h	50ppm
水銀	濃度規制	250ppm	—
ダイオキシン類	濃度規制	30μg/m ³	—
	濃度規制	0.1ng-TEQ/m ³	—

各項目の値は、换算濃度12%換算値を示す。()内は自己規制値と比較するために換算した濃度を示す。
※水銀とダイオキシン類は法規制値で管理します。

■水質汚濁

- ①「下水道法」及び「東京都下水道条例」による下水排除基準を遵守
- ②「水質汚濁防止法」における排水基準を遵守
- ③「ダイオキシン類対策特別措置法」における排水基準を遵守

■悪臭 「悪臭防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

■騒音 「騒音規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

■振動 「振動規制法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規制基準を遵守

3. 北清掃工場の特徴

■環境との共生

最新の公害防止設備を導入し、環境負荷を抑えるとともに、緑地の整備や接道部の緑化を充実させてみどり豊かな住環境の形成に努めます。

■地域との調和

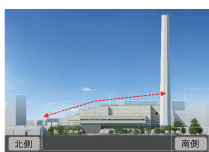
旧工場の外観デザインである緑の水平ラインや八角形の煙突を取り入れながら、周辺環境との調和を図ることで、街並みに溶け込み地域に親しまれる清掃工場を計画します。

■エネルギーの有効活用

トップライトによる自然採光や自然通風を利用することにより、消費電力を削減します。また、再生可能エネルギーである太陽光発電設備を設置します。



開放的な緑地空間



周辺環境に配慮した建物形状



自然採光の有効利用

4. 工事工程・工事内容

■工事工程

年度	令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度				
月	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3
解体工事																				
建築工事																				
煙突工事																				
プラント工事																				
外構・植栽工事																				
試運転																				

■：解体工事
■：建設工事

■建築工事

地下部の解体・掘削を行った後、建物躯体の建築を行います。その後、内装・外壁等の仕上げ工事を行います。

■煙突工事

外筒コンクリート工事を行った後に、内筒設置工事を行います。

■プラント工事

焼却炉設備や公害防止設備、発電設備等を据え付けます。

■外構・植栽工事

構内道路・植栽の整備等を行います。

■試運転

プラント設備等の試運転を行います。

5. 作業計画

■作業日及び作業時間

原則として月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで(準備、後片付けを除く)とし、日曜日、祝日及び年末年始は作業を行わない日とします。

ただし、次の作業は例外として行う場合があります。

- ①緊急工事、中断が困難な作業(例:コンクリートの打設等)
 - ②道路交通法上やむを得ない特殊車両の出入り
 - ③騒音・振動・粉じんの発生が少ない作業(例:屋内仕上作業、試運転等)
 - ④作業日にはできない仮設電源・仮設設備等の点検、メンテナンス
- ※例外作業を行う場合は、ホームページ等でお知らせします。



北東側から見る工場イメージ